

|             |                                         |
|-------------|-----------------------------------------|
| 氏 名         | くす やま けん<br>楠 山 研                       |
| 学位(専攻分野)    | 博 士 (教 育 学)                             |
| 学 位 記 番 号   | 教 博 第 67 号                              |
| 学位授与の日付     | 平 成 19 年 11 月 26 日                      |
| 学位授与の要件     | 学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当                 |
| 研究科・専攻      | 教 育 学 研 究 科 教 育 科 学 専 攻                 |
| 学 位 論 文 題 目 | 中国における学校制度改革の論理<br>——学制改革における格差への「配慮」—— |

論文調査委員 (主 査) 教 授 杉 本 均 教 授 高 見 茂 教 授 田 中 耕 治

### 論 文 内 容 の 要 旨

本論文はこれまで数次にわたって行われて来た近代中国の学校制度改革において、どのような教育学的論理が提示され、改革の正当性が主張されてきたのか、そしてその背後には広大な国土と巨大な人口を擁する中国の地方間格差と、慢性的な財政的不足という制約要因があり、教育的論理に導かれた改革が、限られた資源や社会的・政治的現実において、国内的な不満を抑え、国際的に説得力を持つ効果をあげるために、常に現実を理念に近づけ、理念を現実にあわせて修正するという双方向の「配慮」が行われてきたことを論証している。

本論文は、7つの章に序章と終章を加えた全9章から構成されている。第1章は世界の学校制度とその改革の論理について比較考察している。世界の学校制度について概観したあと、イギリス、アメリカ、旧ソ連、後発諸国を事例として、これらの多様な学校制度のなかにも、歴史的な発展形態、教育的分岐の動向、教育段階の分断のパターンなど一定の類似性を有していることを示し、学制改革には教育学的議論よりも財政的・社会的要請が大きな影響を与えてきたことを明らかにした。

第2章以降は中華人民共和国の学校制度について論じている。第2章は中国の学校制度の概要について、清朝末期に近代教育制度を採り入れてからの学校制度の変遷について説明したあと、現在の学校の状況を学校段階別に概説し、近年の「素質教育」「学校財政の下方委譲」などの改革動向にも触れている。

第3章では、1990年代後半から始まった入試改革を中心に、教育の多様化と地方化について論じている。中国の教育行政の階層的な枠組みのなかで、基礎教育から大学入試にいたるまで、地方や学校への権限の委譲が図られていることを示し、特に高級中学(高校)入学試験や大学入学者選抜方法において、出題科目の決定、問題作成、試験実施などについて地方や学校へ権限が下方委譲され、その結果として制度の多様化が起こっていることを示している。

第4章から7章までの4つの章では、1980年代から現在までおこなわれた、義務教育段階の学制改革の動向、すなわち義務教育制度、学校段階区分、学区制、一貫制学校について論述し、それぞれの分野で第3章で見た権限の下方委譲が起こっていることを示している。

第4章では、1986年より法的に施行された義務教育制度を取り上げ、地方間格差が存在している状況で、全国を発展状況に応じて3つのグループに分け、段階的に義務教育を導入してきた経緯を論じた。そのなかで中国における義務教育制度とは、人材の大量養成、教育軽視の傾向への歯止め、少数民族への就学促進、そして国際社会での地位の向上といった特異な機能をも担っていることを明らかにした。

第5章では、学校段階区分について論じている。中国では9年間の義務教育レベルが小学校と初級中学(中学校)から構成されているが、その就学年限がそれぞれ6年－3年と5年－4年、5年－3年の3種類のパターンが並存している。文化大革命期に5－3制に統一されたあと、それ以前の6－3制に回復しようとする過程で5－4制が新たに登場した。この5－4制については教育的に優れているという教育学的論理が主張されたが、その背後には、実際には校舎不足の問題への対処や、6年制小学校の普及が困難な地域への配慮という側面があったことを明らかにした。

第6章では、この義務教育制度とともに登場した概念である「就近入学」、すなわち日本でいうところの「学区制」の導入をめぐる問題について考察している。学区制は学校間格差や地方間格差の是正を目的として、重点学校の廃止とともに導入されたが、旧重点学校ではなんとかして優秀な児童を集め、保護者はなんとかして自分の子どもを優れた学校に入りたいという両者の思惑が一致して、学区を越境する様々な抜け道が考えだされている。すなわち格差が厳然してある状況で、学区制を導入しても、格差を温存し利用しようとする勢力がある限り、この改革の成功は難しいことを示している。

第7章は、第5章で論じられた、6-3制、5-4制の議論に加えて、新たに登場した小学校と初級中学の両者を連携させて、9年制の一貫制学校にしようとする改革について論じている。この9年一貫制学校はこれまでの試験準備の弊害の軽減、カリキュラムの融通性の向上、内容の重複の排除、小中教員の効果的交流などの利点を持つことを示し、日本の一貫制学校導入の議論にも通ずるものがあることを明らかにした。しかし一方で、中国の場合、上海市の取り組みに見られるように、小中の連携において質の高い中学と、質の低い小学校を組み合わせるなど、学校間格差への対処といった機能も有していることを論じている。

以上のトピックの分析において筆者は、中国の宿命的な問題である地方間・学校間格差の現実と、国の教育的理念や論理との間の歩み寄りに2つのベクトルを見出している。すなわち、ひとつは第4章、義務教育の導入や第5章、5-4制の導入に見られる、国が教育概念上の理念形を打ち出しながら、現状の格差に合わせて、理念形を修正・妥協した形態を承認するという「配慮」のパターン、もうひとつは第6章、学区制の導入や、第7章、9年制一貫校の導入に見られるように、国が統一的に導入する学区制や9年制一貫校に対して、理念形は建前上維持しながら、現状において様々な工夫をほどこすことによって、格差の存在を隠そうとする「配慮」のパターンである。筆者はこの2つの異なるベクトルを暗黙の了解として括弧付きの「配慮」というひとつの言葉に込め、中国の教育改革の問題の複雑さを象徴的に暗示しているといえる。

## 論文審査の結果の要旨

本論文は中華人民共和国において行われてきた教育制度改革と、それを支えてきた教育的論理、そしてその背後にある地方間・学校間格差という中国の宿命的な現実との乖離において、両者が歩み寄る「配慮」という調整作業の実態を解明しようとしたものである。すなわち、中国の国家教育理念の建前上の保持と、現実の国民生活における教育の機能不全の回避という、ともに譲れない要求のぎりぎりの歩み寄りにおいて、概念と現実双方からの「配慮」という調整が行われるメカニズムを、高校・大学入試選抜制度、義務教育法の施行、教育段階区分の改革、学区制の導入、9年制一貫学校の設立などのトピックにおいて、分析することにより、その双方向のベクトル、すなわち概念から現実への歩み寄りと現実から概念への歩み寄り、を検出した点に顕著な独創性が認められる。

本論文は、学校制度の改革の論理について、広く世界の事例を参照し、イギリス、アメリカ、旧ソ連、後発諸国などにおける歴史的発展形態、教育的分岐のパターン、教育段階分断のパターンなどについて比較考察を行うとともに、中国の歴史的な教育発展の流れを遡及し、現代に至るまでの制度的変遷を時系列的に論ずるなど、その論考の蝕知する時空間のスコープにおいて、これまでの論文に見られなかった広がりを持つものである。

本論文は中国、日本、欧米における文献・資料の精緻な分析をその基本的な研究手法としているが、その膨大な資料の表面的な解釈にとどまらず、筆者の中国での留學生活や多次にわたる現地調査で培った、実生活と人的コネクションに裏打ちされた洞察力が、公的資料からは見えにくい部分の解釈を可能にしている。さらにトピックによっては関係者へのインタビューによる質的な分析や、教育統計を用いた教育動態に関するシミュレーションを加えるなど、その分析手法も多彩である。

先にも述べたように、イデオロギー支配という点できわめて中央集権的かつ理念演繹的な国家教育行政システムを敷く中国において、一方で天と地ともいえるような経済先進地区と後進地区の格差が、国レベルにとどまらず、省レベル、県レベル、郷レベル、そして学区内においてもそれぞれ存在する現実において、その矛盾をどのようなしくみで調整しているのかについて、切り込んだ研究はこれまでになかったといつてよい。本論文の最大の功績は、教育政策が一定の教育的論理を建前として維持したまま、現実の運用において、段階的普及や理念の読み替えなどが行われて、次第に地方間格差や学校間格差に対応した調整が行われるメカニズムとバランス・ポイントを明らかにした点である。

例えば、教育段階区分においては小学校と中学校の伝統的な6-3制に対して、新たに5-4制の主張が、その教育的優

越性とともに声明されたが、実際には6年間の小学校建設が難しい地方において、とりあえず5年間の小学校を普及させながら、あくまで9年間の義務教育をめざす目標を放棄しないという意味において架空の4年間を加えて5－4制が構想されたと分析している。この例は、国が教育概念上の理念形を打ち出しながら、現状の格差に合わせて、理念形を修正・妥協した形態を承認するという第一方向のベクトルといえる。

また1986年の義務教育法の制定によって、平等な教育機会の理念が導入され、重点学校の廃止と学区制による無選別の小中学校への入学が宣言されたが、実際には学校間格差はほとんど解消されていなかった。そのため旧重点校は優れた子どもを入学させようとし、優れた学校にわが子を入学させたい保護者との思惑が一致し、様々な学区越境の手段や裏口まがいの入学ルートが開発されることになった。これを筆者は、教育的理念をある程度維持したまま、現実の実態が国民の大きな不満を吸収し、機能不全を回避するための現実的方法を生み出す、第二のベクトルであるとしている。

さらに筆者は、このような二重性の背後に平等・公平概念の対立の存在を指摘している、すなわち、皆が同じ環境で学ぶことを尊重し配慮する平等概念と、限りある資源のもとで能力差に対応し配慮する資源配分こそが公平であるとする公平概念であり、その矛盾や二重性がタイトルの副題に織り込まれた「配慮」という言葉に両義的に凝縮されている。

以上本論文は独創性に満ちた優れた論文であるが、以下のような問題点も指摘された。(1) 第一に、これらの二つのベクトル以外に、中国の教育政策と具体的施行との間を調整するメカニズムの存在の可能性についての考察はほとんど行なわれていないこと、(2) 第二に、中央から地方へ、学校へと権限が委譲されていく下方委譲（地方分権化）の動きについて、増大する地方の自由度に対応した責任の所在の確認、すなわち、実際の重要決定権は国に残したまま、形式的な地方分権が行なわれていないかの検討が不十分である点、(3) 第三に、中国の教育段階区分などの改革背景として様々な要因を検討しているが、結局、教育学的理念は経済的に許された選択肢の正当化に過ぎなかったのか、これらの教育学的議論や実験から中国が得たものについての評価が明確ではない、という指摘が行なわれた。

このように本論文には今後の課題を残すものの、それらは本論文の本質的な意義を否定するものではない。筆者は口頭試験では上記の指摘に的確に応答し、今後の研究課題としてさらなる研究を進める意思を表明している。

よって、本論文は博士（教育学）の学位論文として価値あるものと認める。また、平成19年9月18日、論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。